

HAKODATE FREE Wi-Fi 環境再整備事業実施業務 仕様書

1 目的

本市における公衆無線LANは、民間事業者による自主的な整備に加え、平成24年度から北海道新幹線新函館開業対策推進機構が中心となり「HAKODATE CITY Wi-Fi」の取り組みを進め、平成27年度には西部地区でのHAKODATE FREE Wi-Fiのサービスを開始し、平成28年度には函館駅前・大門、五稜郭、湯の川の3エリアや公園・ふ頭などにエリアを拡大したところである。

現在は、民間施設内におけるWi-Fi環境は整備されてきており、また、格安プランの登場やパケット上限を気にせずにインターネットができるなどモバイル通信環境の整備が図られてきている。

しかし、観光庁が行った訪日外国人観光客へのアンケートでは、訪日旅行中に困ったこととして、無料公衆無線LAN環境とした割合が年々減少しているものの、未だその必要性は認められるところである。

本事業は、当市におけるWi-Fi環境や外国人観光客等の観光動線を踏まえ、より効果的・効率的にアクセスポイントを設置し、今後、回復が見込まれる外国人観光客の利便性、満足度の向上を図ることを目的とする。

2 業務の名称

HAKODATE FREE Wi-Fi 環境再整備事業実施業務

3 業務の概要

(1) 業務期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日（日）まで

(2) 業務内容

以下に定めるとおり、本業務の整備対象エリア（別添地図）に公衆無線LAN機を設置し、設置施設周辺においてスマートフォンやタブレット等により観光情報の収集やSNS等への情報発信を気軽に行うことができるよう公衆無線LANサービスを提供する。

ア 全般

(ア) 委託者はネットワーク等の設備を保有せず、公衆無線LAN環境の整備を委託するものとする。

(イ) 公衆無線LAN環境は、原則、すでにインターネット接続環境が整っている施設、または受託者もしくは施設管理者が新たにインターネット接続環境の整備を予定している施設等に公衆無線LAN機器を設置することにより整備するものとする。

イ 公衆無線LAN環境の整備対象

(ア) 公衆無線LAN環境の整備対象エリアは、別添地図において青く記された場所とし、歩道等に面する商業施設等に公衆無線LAN機器を設置することにより、外国人観光客が屋外（外国人観光客が歩行する箇所）でインターネットに接続できる環境を構築すること。

(イ) 上記(ア)の公衆無線LAN機器を設置する商業施設等の候補については、受託者が選定し、本市と協議のうえ決定するものとする。

なお、整備対象エリア内に受託者が活用可能な既存設備を有している場合には、当該設備を設置候補箇所とすることもできるものとする。

ウ 公衆無線LAN機器設置候補箇所の施設管理者への業務協力要請

(ア) 受託者は、本市と協議の上決定した公衆無線LAN機器の設置候補箇所の施設管理者に対して、本業務の趣旨を説明し、施設または敷地内の公衆無線LAN機器の設置、インターネット回線の利用、施設周辺における公衆無線LANサービスの提供について了承を得るものとする。

エ 公衆無線LAN機器の設置

(ア) ウの結果、本業務への協力について了承が得られた施設に対して、受託者が公衆無線LAN機器の設置を行うものとする。

(イ) 公衆無線LAN機器の設置にあたっては、事前に施設の現地調査を行い、施設の環境や特性に応じて、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。

(ウ) 公衆無線LAN機器の設置にあたっては、安全かつ安定した設置場所を確保すること。

オ アクセスポイント

(ア) アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。

項目	機能
使用可能周波数	2.4GHz 帯， 5 GHz 帯の両方に対応
無線LAN規格	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax

(イ) 函館市が指定する固有のSSIDを利用できること。

(ウ) 各アクセスポイントとも同時接続端末数が250台以上になるように設計を行うこと。

カ 利用環境

(ア) 公衆無線LAN機器の設置施設周辺において、国内の通信サービス事業者と契約していない者（訪日外国人含む）でも無料で公衆無線LANを利用してインターネット接続ができること。

- (イ) 利用規約に同意し、必要な認証を行った利用者にインターネット接続を提供できること。必要な認証については、利用者の利便性やセキュリティ等に考慮し、可能な限り簡易な方法とする。
- (ウ) 登録した利用者情報を一定期間保持し、一度利用者情報を登録した利用者は再度のアクセス時にエントリ画面が簡易となるようにすること。
- (エ) 認証画面は日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語に対応すること。また、認証後は、「函館市公式観光情報はこぶら」の中で、それぞれの言語に対応するトップページが表示されること。

キ セキュリティ

- (ア) 施設用と外部提供用のネットワークをファイヤーウォール等で明確に分離すること。
- (イ) ウイルス対策や不正アクセスの防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。

ク 公衆無線LANサービスの提供

- (ア) 本業務において整備した公衆無線LAN環境について、1週間以上の試行期間を設け、公衆無線LAN環境が正常に機能するかどうか検証を行うこと。
- (イ) 本業務により構築した公衆無線LAN環境に障害が発生した際には、その旨を速やかに本市に報告するとともに、速やかに復旧することができる体制を整えること。
- (ウ) 期間内におけるアクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴は適切に蓄積・管理すること。
- (エ) 期間内に事件・事故等により警察からログの提出を求められた場合には、本市の指示に基づき迅速に対応すること。

ケ 業務報告

- (ア) 整備業務完了後、各設置施設における公衆無線LAN機器の設置状況を撮影した写真および設置施設内における機器の設置箇所を示した図面、公衆無線LANサービスの利用可能範囲を示した図面を提出すること。
- (イ) 整備業務完了後、整備エリア内全体におけるアクセスポイントを示した資料を提出すること。

コ その他

- (ア) 公衆無線LAN機器を設置しようとする施設に対する協力要請やその他必要な関係各所との調整など、本業務において公衆無線LAN環境の整備に必要な全ての事項については、受託者の業務範囲とする。

- (イ) 本業務による整備業務完了後に、民間を含む他の施設において、函館市固有のSSIDによるサービスを提供することが可能なアクセスポイントを安価に提供することが可能なこと。
- (ウ) 公衆無線LAN機器の保証期間は機器の設置後5年間とし、保証期間内に機器故障時等に関する施設管理者からの連絡を受け付ける窓口を設けること、また、速やかに復旧に対応すること。

4 特記事項

- (1) 受託後、速やかに整備概要、工程計画、安全対策、機器仕様書等を含む整備計画書を作成し、委託書へ提出すること。
- (2) 業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。
- (3) 本業務の執行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (4) 仕様書、整備計画書の内容は、本市の指示または設備上重大な問題点が生じた場合は変更可能とする。この変更により契約金額の変更などを必要とする場合は、速やかに委託者と受託者が協議し、決定するものとする。
- (5) 本業務の執行にあたって知り得た本市の情報および個人情報の取り扱いについては十分注意し、本業務の執行中および完了後においても他への開示、漏えいおよび目的外利用をしてはならない。